

宇都宮文星短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、宇都宮文星短期大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、宇都宮文星短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。

2 前項の学位授与にあたっては、学位に専攻分野である（ライフデザイン）の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第29条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「宇都宮文星短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(卒業証書・学位記の様式)

第7条 卒業証書・学位記の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

卒業証書・学位記

[本籍（都道府県名）]

氏 名

生年月日

本学地域総合文化学科所定の課程を修めたので卒業
を認め短期大学士（ライフデザイン）の学位を授与する

平成 年 月 日

宇都宮文星短期大学学長

印